

別表第4（第2条関係）

ばい煙・粉じんに係る特定施設

項	種類	名称	規模（性能）
1	ボイラー施設	ボイラー	伝熱面積 5 m ² 以上、10 m ² 未満
2	金属の精練又は鑄造の用に供する溶解施設	溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50ℓ未満
3	鉱物又は土石の堆積移送破碎磨砕又は分別施設	ア 堆積場	面積 300 m ² 以上、1000 m ² 未満
		イ ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が 50cm 以上 75cm 未満のもの又はバケットの容量が 0.01 m ³ 未満のものであって湿式又は密閉式のものを除く。
		ウ 破碎機又は磨砕機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上 15kw 未満のもので湿式のもの又は密閉式のものを除く。
		エ フルイ	原動機の定格出力が 7.5kw 以上 15kw 未満のもので湿式のもの又は密閉式のものを除く。
4	ディーゼル機関	ア 発電施設	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50ℓ未満
5	石材加工用の研磨彫刻施設	ア 研磨機	原動機を用いるものであって湿式のものを除く。
		イ 彫刻機	
6	金属加工・機械部品・自動車整備業の塗装施設	塗装施設	原動機を用いるものであって密閉式のものを除く。